

# 上尾市手数料・使用料等の 減免・割増に係る考え方

(改訂版)

上 尾 市

## 目 次

1	はじめに .....	1
2	手数料・使用料等の減免・割増の取扱い .....	1
	（1）考え方 .....	1
	（2）手数料及び実費徴収金 .....	1
	（3）施設使用料及び付帯設備使用料並びに行政財産に係る使用料又は貸付料.....	2
3	減免・割増後の手数料及び使用料等の単位.....	3

## 1 はじめに

「上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」では、手数料・使用料の減免・割増の取扱いは「子どもや障害者、市外在住者等が利用する場合の特例的な措置として位置付け、その判断基準などについては別に定めます。」としていることを受け、「上尾市手数料・使用料等の減免・割増に係る考え方」を定めるものです。

## 2 手数料・使用料等の減免・割増の取扱い

### （１）考え方

減免・割増は、基本方針に基づき積算した手数料・使用料等に対し適用することとします。

減免・割増の対象とする手数料・使用料等は、基本方針２－（１）に定める見直しの対象と同様とし、その判断基準は以下のとおりとします。

なお、個別に減免率（額）及び割増率（額）を決定できることを規則に定め、これらを適用する場合は、具体的な理由をもとに市長決裁によって決定するものとします。

### （２）手数料及び実費徴収金

#### 【減免】

- ① 被災に伴うとき
- ② 生活保護受給者等が利用するとき

**▲ 100%（免除）**

- ③ 中学生以下の子ども（以下、「子ども」という。）が学力向上を図るために行政サービスを利用するとき

**▲ 50%（半額）**

- ④ 上記のほか、相当の理由により減免することが必要であると認められるとき

**個別に減免率（額）を決定**

#### 【割増】

- ① 利用の目的が営利又はそれに準ずるとき

**+ 100%（2倍）**

- ② 上記のほか、相当の理由により割増することが必要であると認められるとき

**個別に割増率（額）を決定**

### (3) 施設使用料及び付帯設備使用料並びに行政財産に係る使用料又は貸付料

#### 【減免】

- ① 市が主催又は国、県及びその関係団体等と共催して事業を推進するために使用する  
るとき（指定管理施設において利用料金制を採用している施設を除く）
- ② 公益性の高い団体が、市の推進する施策の方向性と一致する事業を実施するた  
めに公民館を利用するとき

**▲ 100%（免除）**

- ③ 子どもが体力向上を図るため、スポーツ施設を利用するとき（上平公園野球場の  
み、高校生以下を子どもとする）
- ④ 障害者（児）及びその介護者、又は障害者（児）団体<sup>\*</sup>が利用するとき  
※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその保護者等  
により構成され、障害者の自立及び社会参加の支援等のために活動する団体に限る。  
※障害者（児）団体に対して新たに減額措置を適用する場合は、行政経営課及び障害福祉課並びに各  
公共施設の所管課による協議に基づき決定するものとする。
- ⑤ 市が共催又は構成団体の一員となって事業を推進するために使用するとき（国、  
県及びその関係団体等と共催するときを除く。また、指定管理施設において利用料  
金制を採用している施設を除く）

**▲ 50%（半額）**

- ⑥ 上記のほか、相当の理由により減免することが必要であると認められるとき

**個別に減免率（額）を決定**

#### 【割増】

- ① 利用の目的が営利又はそれに準ずるとき
- ② 市外在住者が利用するとき

**+ 100%（2倍）**

※健康プラザわくわくランドは、市内・市外を問わず、多くの方に利用していただくため、個別に金  
額を定める。

※上尾伊奈斎場つつじ苑の火葬炉は、市民及び伊奈町民の利便性を確保するため、個別に金額を定め  
る。

- ③ 入場料を徴収して施設等を使用するとき
- ④ 上記のほか、相当の理由により割増することが必要であると認められるとき

**個別に割増率（額）を決定**

### 3 減免・割増後の手数料及び使用料等の単位

減免・割増後の手数料及び使用料等の単位は、10円未満の端数があるときは切り捨てることとします。

#### ■料金が150円の場合の計算例

減免 子どもが体力向上を図るため、スポーツ施設を利用するとき ▲50% (半額)

$$150 \text{ 円} \times 50\% = 75 \text{ 円}$$

料金 70円

上尾市手数料・使用料等の減免・割増に係る考え方

初 版 平成 3 1 年 2 月

改訂版 令和 4 年 4 月

上尾市 行政経営部 行政経営課